

10月は里親月間 里親制度を知っていますか？



問い合わせ こども支援課 ☎229-3284 FAX 229-3451

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなど、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことができない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情をもって養育する人を「里親」といいます。

●● 里親の種類 ●●

養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、特に専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

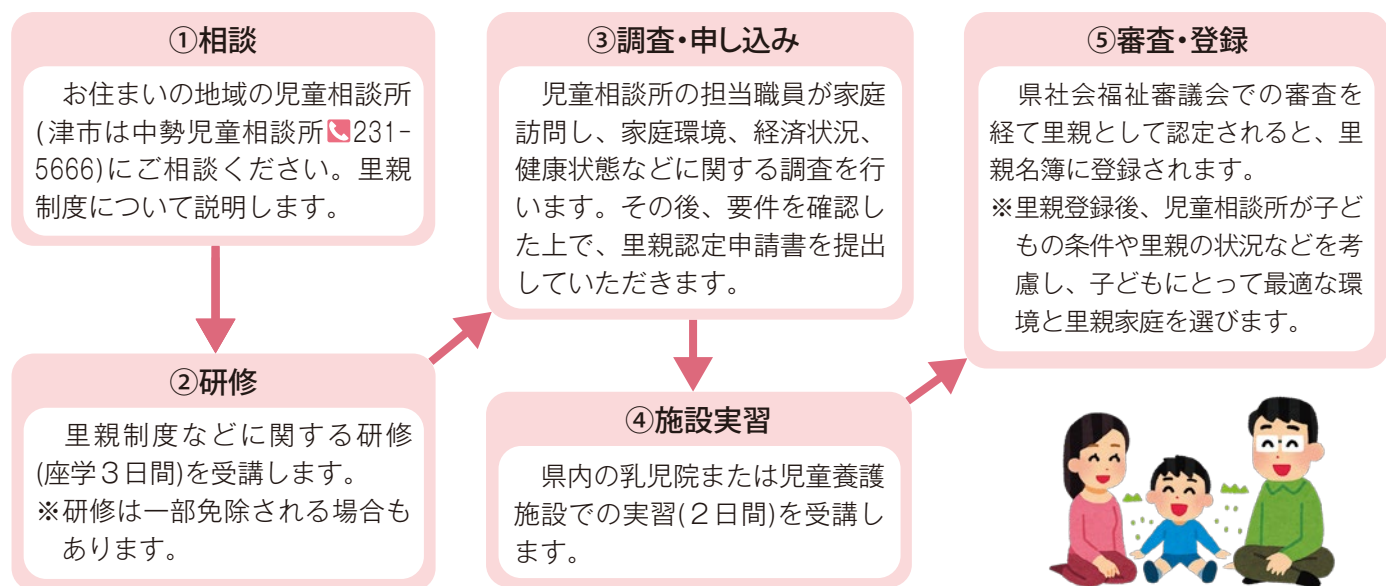
養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

親族里親

死亡や行方不明などにより、保護者が子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母など)が里親として養育します。



●● 里親になるまでの流れ ●●



●● 里親説明会、出前講座 ●●

里親制度を広く知ってもらうため、県内各地で里親説明会や里親出前講座が開催されています。里親説明会では、実際に子どもたちと暮らしている里親のお話を聞くこともできます。また、里親出前講座は、地域の会合や会社の研修会など少人数でも無料で開催できます。



三重県里親啓発
公認キャラクター
みえさとちゃん

里親説明会のスケジュールや里親出前講座について、詳しくは三重県ホームページをご覧ください。里親月間をきっかけに里親制度について学んでみませんか。

問い合わせ

三重県児童相談センター総務・
家庭児童支援室(〒514-0113
一身田大古曾694-1、☎231-
5669)



三重県ホームページ